



INDUSTRIAL

WASTE

FOUNDATION

産業廃棄物

11

VOL. 1 1993

創刊号

産廃振興財団ニュース

目次

● 発刊にあたって	太田文雄	1
● 産廃振興財団の活躍に期待する	藤原正弘・北山 宏	2
● 人間の知恵 地球との共生に思う	関本忠弘	4
● 廃棄物最小化への国際的動向	植田和弘	6
● 建設業界における廃棄物対策活動	豊田忠輝	15
● 「産業廃棄物処理モデル施設」について	滝川義明	20
● 財団設立からの業務展開	27
● ことばの窓	32
● 産廃新技術開発・起業化事業募集のご案内	34
● 役員名簿	37
● 評議員名簿	38
● 企画・運営委員会名簿	39

発刊にあたって

(財) 産業廃棄物処事業振興財団

理事長 太田文雄



当財団も昨年12月3日に設立し約10カ月を経過致しました。この間皆様方の温かいご支援により、組織を整備し、事業活動を軌道に乗せるよう一歩一歩事業を進めている次第であります。

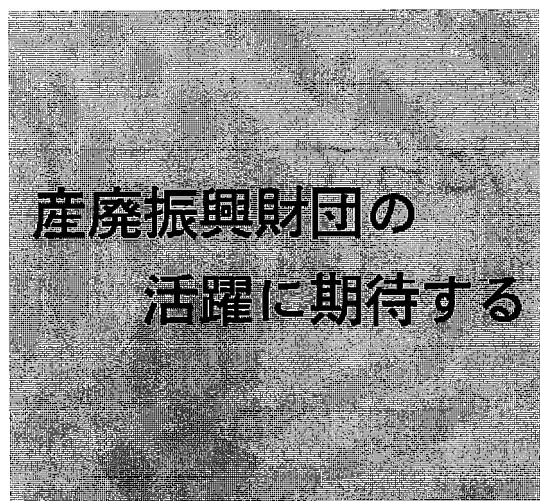
このご厚情に対し、ここに改めて厚く御礼申し上げます。

私共をとりまく環境は世界的、地球的規模で大きく変わりつつあります。産業廃棄物の適性処理は、生活環境の保全と国民経済の健全な発展にとって欠かせぬものであります。当財団は、この新たな課題に全力で取り組む所存でありますので、これまで以上の幅広いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この度、当財団の広報誌として、ニュース、情報等を中心とした「産廃振興財団ニュース」を発行し、関連団体、企業、地方公共団体等への情報提供を行うことと致しました。発行にあたっては、いろいろの考え方があり

ますが、本誌は情報提供を行うことを目標にし、あまり予算をかけずに作成致しましたので、見苦しい点があるかと存じますがお許しいただきたいと存じます。取りあえず平成4年度は11月号、2月号の年2回の発行を目標に致しております。平成5年度以降は季刊誌として、皆様のご期待の応える内容に致したいと願っております。

皆様の力強いご支援により、この誌の発展を期したいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



厚生省生活衛生局水道環境部長

藤原正弘



近年、産業廃棄物の排出量はますます増大し、最近では全国で年間3億9千5百万トンにものぼる一方、その最終処分場の残余容量は全国でわずか1.7年分に過ぎません。また、産業廃棄物の不法投棄の事件も残念ながら後を絶ちません。

こうした中、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」が昨年9月に施行されました。この法律は、一定要件を満たした産業廃棄物の処理施設等を特定施設として認定し、財政上・税制上の支援を行うこととし、産業廃棄物処理事業振興財団が産業廃棄物処理業者等に対する債務保証事業・助成事業等を行うことの二つの施策を大きな柱としています。本法に基づき指定された財団法人産業廃棄物処理事業振興財団においては、昨年12月の設立以来、産業廃棄物の処理施設を整備しようとする産業廃棄物処理業者等に対する債務保証事業、助成事業等を

円滑に進めるため、着々と準備を進めているところです。

今般、同財団においては、その事業の一環としてこの広報誌を発刊することとなりました。言うまでもなく、同財団は我が国の産業廃棄物処理事業の発展のために極めて重要な事業を行っていくわけですから、その事業を広く各般に知っていただくことが必要です。

この広報誌が産業廃棄物処理に関する方々にとって有意義な情報を提供するものであることを期待すると同時に、これを契機に同財団の施設整備支援事業が軌道に乗ることを期待するものであります。

この広報誌がこのように期待に応えて今後ますます発展しますように、また我が国の産業廃棄物の処理の事業が一層円滑に進むこととなるよう祈念しまして、創刊にあたってのご挨拶とさせていただきます。

(社) 経済団体連合会

環境安全委員会地球環境部会
廃棄物部会

部会長 北 山 宏



今般「産廃振興財団ニュース」が創刊された運びとなりましたことに対し、産廃振興財団の設立に当初より携わった者の一人として、心よりお祝い申し上げます。

廃棄物問題をはじめとする環境問題は、一層深刻な様相を呈しており、早急な解決策が求められております。経団連としても、1990年11月に「廃棄物対策の課題－環境重視型の生活・産業基盤の整備をめざして－」と題する提言を取りまとめ、その中で廃棄物対策を今後の企業経営上の重要な課題として位置づけるとともに、経営者のリーダーシップの発揮と社内体制の整備・社員教育、廃棄物の観点からの製品環境評価の導入、廃棄物関連の技術開発への取り組みの強化ならびに主要業界毎の廃棄物の減量化・再資源化のための自主的取り組みの推進を働きかけてまいりました。

また91年4月には、企業の行動指針として「経団連地球環境憲章」を内外に公表し、企業活動の全分野で環境問題への配慮の必要性をアピールしましたが、この中でも、重ねて廃

棄物対策に関して各企業の役割の重要性を強調した次第です。

特に喫緊の課題である産業廃棄物の最終処分場の問題につきましては、厚生省をはじめとする関係省庁ならびに地方自治体の協力を得、昨年5月、産業廃棄物処理施設の整備促進を目的とする「産業廃棄物処理特定施設整備促進法」が成立いたしました。同法は、(1) 第3セクター・民間事業者による産業廃棄物処理施設の建設に対する政策融資の導入および税制上の措置、(2) 公共による周辺施設整備、(3) 処理事業者に対する債務保証を中心とする産業廃棄物処理事業振興財団の設立をその3本柱としており、これは産業界がこれまで求めてきた公共関与に現時点で最大限応えたものとして高く評価致しました。

そこで、経団連としても産廃振興財団の設立を、積極的に推進することとし、当面10億円を目指すに応じた協力をしていくことに致しました。同財団は、経済界、国、地方自治体の三者が産業廃棄物問題の解決にむけて具体的な協力を開始したものとして、内外の高い評価を得ております。今後は、産廃処理施設整備促進法の立法趣旨に沿って、最終処分場施設の建設が促進されることを願ってやみません。そのためには、産廃振興財団の活動を中心とする種々の情報がこの問題に関心を寄せる人々に広く伝達されることが非常に重要であります。その意味におきまして「産廃振興財団ニュース」の刊行はまさに時宜にかなったものと存じております。これを機会に、同財団がますます発展され、時代の要請に応えていくことを願ってやみません。

寄 稿

人間の知恵

地球との共生に思う

日本電気株式会社

社 長 関 本 忠 弘

(財)産業廃棄物処理事業振興財団 会長



我国はいま経済大国となり世界でも有数の文明国になっている。この中で我々は繁栄を享受し、エネルギーを浪費しながら使い捨ての文化に慣らされてしまっている感がある。

その一方で、自然環境の破壊がとどまるところなく進行し、この代償に意識的にか、無意識的にか目を向けてこなかったのである。そして、自分達の生活している時代がまだまだ重大な危機に至らぬであろうと楽観的に考えてきたのではなかろうか。しかし、環境破壊の深刻さについて、世界の多くの人々が気づき昨年6月にブラジルで開催された「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)で、全人類が取組むべき環境問題について合意が得られ、各国において具体的な取組みの展開がなされてきつつある。

たしかに我々の生活は便利で豊かになりつ

つあるが、本当の意味で幸せな社会になっていくのであろうか。

人が豊かで幸せな社会を得ようとする時、地球環境問題を考えると、人間と地球との対立や矛盾を含んでいることを認識せざるをえない。人が成長・発展しようとして、豊かな社会と生活を得ようとすれば、経済的にはエネルギーを使用し、廃棄物を地球上に発生させることになるのである。一方、地球の自然を守ることだけを目指せば、豊かさを求める人の活動に物の豊かさが欠けるという矛盾が生じる。この矛盾をどう克服するかが環境問題の本質なのである。それを解決するための基本は人間の経済的な活動と地球との共生を思うことであり、それに対する挑戦こそが我々の責務である。

これを実現するのが人間の知恵である。中

でも技術は人類の最大の知恵の一つであり、「知恵は経済発展と地球環境保全を両立させる」という信念で技術を駆使し、この問題に取り組んでいかなければならぬ。例えば、弊社ではICの生産工場から発生する廃棄物を陶磁器に再利用したり、新工場の場合、発生源の段階から再資源化を考慮し分別回収を徹底することにより廃棄物を肥料工場やセメント工場・精練工場へと資源として回すことを進め、産業廃棄物を出さないという構想を打ち出している。

つまり従来の廃棄物は単なる不要物として捉えられていたが、逆に大切な資源として再利用するという発想で、技術開発を行うということである。

廃棄物の問題は企業の経済的活動からの問題だけではなく、一般家庭から発生する生活ゴミの問題に至るまで全国民の共通課題である。

この問題解決には、行政も産業界も生活者も一人ひとりが知恵を出し合う時代となっている。廃棄物を再資源化する知恵と、廃棄物の発生を極力抑制する物を大切にする心の醸成を、国民全体が進めていかなければならない。

私は「地球環境は子孫を含む全人類の資産である」と10年も前から機会があるごとに言い続けてきたが、日本人のもつ東洋思想の根底に「輪廻」つまり「生まれ変わり」の考え方方が根強いといわれる。生きとし生けるものは全て生と死の流転を続けていると考えられている。

そうすると我々が次に生まれ出る世界がすばらしい環境であることを願わざるを得ない。今、我々が環境保全に対して成すべきことが当然のごとく沸いてくるのは、私だけではないはずである。

逐条解説 産業廃棄物処理特定施設整備法 説明会開催

当財団では「逐条解説 産業廃棄物処理特定施設整備法」を編集し、厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室の監修により発刊しました。

本書は、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」の趣旨、解釈及び運用方針を各条文ごとにわかりやすく解説し、財務及び税制上の優遇・特例措置についても詳解しております。

そこで本法律をさらに短時間に十分に理解いただけよう本書を教材に説明会を開催することになりました。

【日 時】 平成5年11月26日

午後2:00~4:30

【会 場】 ダイヤモンドホテル

東京千代田区一番町25

電話 03(3263)2211

【会 費】 9千円（教材費込み、教材不要の方は5千円）

【申込先】 (財)産業廃棄物処理事業振興財団

〒104 東京都中央区新川1-2-10

新川むさしやビル3階

電話 03-3206-4791

FAX 03-3206-4793

講演会より

□…

はじめに

廃棄物最小化への国際的動向

京都大学助教授

植田

和弘

廃棄物問題というものがここ4~5年にわたくって非常に大きな社会問題になっております。しかし、それがいったいどういう問題かということになると人によって若干違っております。廃棄物が一般廃棄物であれ産業廃棄物であれ、適正に処理されるということは非常に重要なことであります。もし廃棄物が適正に処理されなかったらどうなるか、ということを考えますとそれは大変なことあります。

産業廃棄物はいうに及ばず、たかがごみであっても、たとえば皆様方のごみを2カ月にわたって誰も集めにこないしたら、たぶん日本の都市の大部分はパンクしてしまう。だから廃棄物をいかに処理するかということについて法律をつくって決めております。廃棄物処理法で廃棄物を2種類にきめた。産業廃棄物と一般廃棄物というふうに区別しております。なぜ区別をするか。これは処理する責任が違う。産業廃棄物につきましては排出事業者に処理責任があり、一般廃棄物、いわゆるごみは市町村が処理する、ということになっている。これは全世界的にみてもそういうことになっていますし、妥当なことだと思います。

処理責任がはっきりしているから大丈夫なようだけど、ところがいろいろ問題がでできている。一番大きな問題は何かというと、一般廃棄物、産業廃棄物とも量が随分増加しているということのようです。産業廃棄物の方は5年に一度程度のサンプル調査しかないの

で、正確に何トンぐらい、どういう質のものがどこからどのくらい最終的に処理されているかというのが、あまりはっきりわかっていない。実は、産業廃棄物につきましてはデータがほとんどありません。これ自体が一番大きな問題かもしれません。最新のデータによると3億9,000万トン出ているということではあります。これは5年前に比べるとかなり増えてるといえると思います。一般廃棄物の方は5,000万トンといわれています。この廃棄物が増加しているというわけですが、増加しているだけでは大した問題ではない。増加していても適正に処理されていれば問題ない。

しかし、増加していることが問題となっているのは、増加していることに伴なっている問題が起こっているということが国民的に問題にされている、ということだろうと思います。

□…

不法投棄と廃棄物の量

一つは不法投棄の問題であります。先ほど210万トンという数字がでていたようですが、量的に問題になっているのが建設系廃棄物のようあります。建設系廃棄物というのは80年代の半ば以降、東京が一極集中のなかで都市改造を随分やった。都市改造をするなかでビルをどんどん建てます。私たちは新しいビルの方に注目しがちですが、新しいビルが建設されるときにはつねに元のビルは破壊されているわけであります。破壊されたビル、あるいは高いビルを建てようと思いまして地下を深く掘らなくてはならない。ある

いは一極集中が進みますとインフラも整備しなくてはなりません。そうしますと残土という問題がでてきます。残土は法律上は廃棄物にはなっていませんけども、実質上それに近いような問題が各地で起こっています。

その処分となると、どうも処分地が十分にない。東京圏内では処分できなくいろいろなところに行ってるようであります。現場を全部見たわけではありませんが、千曲川沿いでありますとか、東北地方とか随分行くようあります。東北ゴミ戦争という本まででるようになっています。

日本の街づくりの中に廃棄物処理を考慮することは少なくともここ何年か前まではほとんどなかったのではないか。これは物づくりにもたぶん言えることではないかと思います。物をつくった後に、廃棄物をどこかに捨てなければならない。

これほどまでに廃棄物が増えて、増えた廃棄物が不法投棄を促していく。その背後には、日本のこれまでの社会は廃棄物処理を考慮しない物づくり街づくりを進めてきたということがいえると思います。しかし、本当は生産するということと処理をするということは本来一体のものであります。つまり、静脈なくして動脈ないわけであります。生命はそういうであります。ところが静脈をなくして動脈だけを大きくするということを少しやりすぎたのではないかと思われます。そうすると動脈と静脈のバランスというのも改めてとり直さなければなりません。

□…

廃棄物の質…ラブキャナル事件

量的には今いったような建築廃棄物の問題がありますが、質的に見ますと何といっても有害なものが問題になると思います。国際的には圧倒的に有害なものが問題になっておりまして、これはご存知のように1970年代の後半にアメリカでラブキャナル事件というものがありました。これはアメリカ社会にとりましては衝撃的な事件でありますし、20数年前にケミカルフッカーという化学会社があったわけですが、つまり戦後直後アメリカの化学産業は非常に盛んでありました。当然廃棄物がたくさん出るわけでございます。その廃棄物をどこに捨てようかという時に、その当時は法律もないわけですから何も不法投棄とはいえないわけですが、ラブ運河（キャナル）のところにドラム缶に入れまして有害化学廃棄物を大量に置いていたわけです。当時の技術的な水準から行きますと必ずしも無茶をしたということでもないと思いますけども、しかしよくあることとして、その運河がいつのまにか埋め立てられまして、その上に学校が建ち、住宅が建つというふうになっていった。そうすると、ドラム缶などというのは未来永劫大丈夫というものではありません。当然腐食するわけであります。すうすると洩れ出るわけですね。

20何年たって、ある日大雨が降りましてそれがどんどん洩れ出てきた。これが妊娠婦の方に影響を与えまして、流産とか、奇形児がでたりとかいうふうなことがあるということが調査されてきました。これが大問題になり

ました。ときのカーター政権はアメリカ全土を調べてみたわけですが、そうしたら実にそういう場所が2万箇所あるということになりました大問題になりました。というのうは、アメリカの場合は日本よりとくに問題になります理由というのは、飲料水を50%のアメリカ国民は地下水に頼っている。そうすると産業廃棄物の処分ができる地下を汚染する、これは飲み水を汚染するわけですね。非常に危機意識に燃えた。それ以来、必ずしも評議がいいわけではありませんが、いくつかの有害廃棄物の管理にかかわる、あるいはそういう汚染されたところを復元するための法体系というのを新しく作るというようなことをいたしました。

日本の場合も実はアメリカで起こったことは日本でも起こるといつていいと思います。あるいはヨーロッパでも起こっているのであります。少しづつ形態は違うと思いますし、その国の特性だと、いろんな産業構造の違いなどがありますので、起きた方とか対処のしかたは違うかも知れませんが、よく似たことを起きます。実は何年か前に、東西のドイツの壁がなくなる前に、ドイツに調査に行きましたが、そこで有害廃棄物のことを聞いてみたら、これが驚くべきことでした。アメリカとよく似た事態が起こっていました、それでアメリカでスーパー・ファンド法といっているんですが、汚染してしまった土地を元に戻すという、復元のための基金の制度をつくったわけですが、実はドイツでも3~4の州で同じような法体系を入れておるわけです。

もっとドイツの場合問題だと思いましたの

は、西ドイツの国内であつたら復元をするというのが進んでいるわけですけども、復元が進まないというところに実に廃棄物は行っております。たとえば東ヨーロッパです。これは東ヨーロッパの方が経済的に貧しいということがあります。あるいは陸の中に適正な処分地を求めるというのがなかなか難しいものですから、海の上で焼くということをやっている。必ずしも悪いことではないかもしませんが、焼くといいながら海に捨ててるというケースが随分あるわけです。甚だしいのはアフリカに行く。バーゼル条約をやらざるを得ない客観的な背景がこういうところにあるわけです。

日本はどうかというと実はよく似た事件はあります。六価クロム事件というのがありました。日本は、それに対処する新しい法体系はつくりませんでしたけれども、やはりよく似た事件というのは起こっているわけあります。どうも聞きますと最近でもここ何年かの間にボツボツとそれに類似したような、有害廃棄物があり意味ではイリーガルに置いておかれた場所が発見されたりという例がいくつもみつかってきております。有害廃棄物というのは質の面では非常に重要であります。ある例は、民間の産業廃棄物の処分場をやっていた業者が途中で倒産してしまった。業者というのはかなり零細なところが多い。そうすると景気によってはすぐ営業ができなくなってしまう。倒産したら倒産したでそれはしかたのないことかも知れませんが、処分場が残る。その処分場を一体どうするんだという問題があります。倒産した企業はぜんぜんやる力がない。そうするとそれは税金でやるん

でしょうか。どこがやるのがいいかという問題がてくるわけです。

□…

産業廃棄物処理の信頼性と最小化

いずれにしろ、原則的なところで産業廃棄物は事業者の責任で、一般廃棄物は市町村に責任がある、一般的にはそれはそれでいいんでしょうけども、しかしそのことはちゃんと実行されているのか、あるいはいろんな問題を解決できる枠組はあるのか、ということは今後も問われて行くんじゃないでしょうか。一番大きな問題は、不法投棄それ自身とか処分業者が倒産したとかの問題よりも、そういうことがあるために産業廃棄物処理という不可欠の事業が非常に不信の目で見られるということ。もし、産業廃棄物処理というのがあまり信用できないということになったら、これは大変な問題だと思います。というのは、廃棄物は必ず出てくるものであります。ゼロというわけにはいきません。産業活動は国民の理解のもとでやっている。そういう産業活動の中から出てくる廃棄物が適正に処理されているというふうに思われるほうが望ましいわけであります。

実際にそういうことをやってる事業者、あるいは処理業者は非常に少ないといわれております、処理業者と名乗っているけれども実は免許をちゃんと取っていない業者がやっているとか、そういうふうにいわれているわけですけども、とにかく事実としてそういうことがあるもんですから、そのことが産業廃棄物処理に対する不信ということになりまして、中間的な処理施設とか処分場を確保しよ

うとするととにかく紛争トラブルになる。紛争トラブルになると中間処理施設や処分場は確保しにくくなる。確保しにくくなればコストが上がる。そうすると不法投棄を招きやすくなる、ということで一種の悪循環が発生しているわけです。この悪循環をどっかで断ち切るということを考えないといけないわけで、今日の産業廃棄物処理、あるいは産業廃棄物行政、あるいはそれにかかる事業者にとって求められているのは、そういう悪循環はどうすれば断ち切れるのかということを明かにして、それを実行して行くという問題になろうかと思います。

そういうことになりますと、廃棄物を減らすということも一つの方法になるわけです。処分コストが高くなるですから、処分コストをかけるよりは、そんなことをするんだったら減らしたらどうかということがでてくる。これまで廃棄物はどんどん増えてよかったです。個人であれ企業であれ廃棄物をどんどん出しててもおとがめはなかった。よくいわれるよう大量生産、大量消費、大量廃棄といいますが、逆の面もあると思う。それは、大量廃棄が認められているから現在のような大量生産、大量消費が可能なんですね。もし大量廃棄が認められないしたら、具体的にコストの話でいえば、もし廃棄をするコストがものすごく高いということになれば、そんな廃棄をしてまで今のような生産のやり方をするかといわれると、これはちょっと変えると思いますし、現在ごみの有料化ということでおわれていますけれども、ごみを出すことが高いということになれば減らそうという気になるかもしれません。

となると、大量廃棄というのはだんだんやりにくくなるんじゃないかということで話を進めていく必要があるかもしれません。つまり廃棄物の減量化、もっといえば最小化ということが一つの目標として揚げられてくる。ところが減量化最小化は何を目標にやるかという問題がでてくる。経済学の観点からいえば二つあります。一つは廃棄物がたくさんでてくるとそのための損害の費用が高くなってくる。しかし廃棄物を減らすためにもコストがかかる。産業廃棄物を減らすのは簡単です。産業活動をしなければいい。しかし生産をしなければそのことによる失う利益がある。そうすればどこかに最適な産業廃棄物の水準のようなものがあるのではないか。つまり廃棄物がでていることによって生じる損害の費用プラス廃棄物を減らすためにかかるコストをしたものが最小になるような点があるのではないか。ということが私が教室で教えていることです。

□…

最小化への2つの問題

ただ難しい問題があります。それは何かというと、廃棄物を削減する方のコストはまだわかるかもしれません、廃棄物が増えてすることによってどのくらいの損害があるか、ということがなかなかわからない。ある人は、産業廃棄物の処理はなかなかうまくいっているじゃないかというかもしれませんし、ある人にいわせれば日本の産業廃棄物の処理はまったくダメだというかもしれません。ということは産業廃棄物が増えることによってでてくる社会的な損害がどのくらい大きいか

ということに関する見積り方が人によって随分違うということあります。ということは最小化の点も随分違うということあります。

私の結論でもあります、産業廃棄物処理というのは従来静脈ということですが、静脈が軽視されていたわけですが、その大きな要因というのは、産業廃棄物処理というのが社会の裏側に行っている。しかしこれは動脈と一体なものですから表に出してこないといけない。産業廃棄物処理というものはいかに行われているかということを本来表に出さなければならぬ。生産のコストというのは廃棄物処理を含めてコストなんです。そのことを抜きにはできないということをはっきりさせて国民的な共通認識を作らないと、この紛争はなかなか納まらないと思います。排出事業者、処理業者、国民、そして行政が共通認識を持つことがどうしても必要だと思います。そうでないとどこまで減らすのかという目標が一致しない。片方は極端にゼロにしろというだろうし、片方は今でもいいじゃないかという話になるかもしれませんし。そうすると非常に困るわけです。

もう一つ考え方というのは、目標を先に決めてしまうということです。減らして行くことを前提に計画を作ります。これはぜんぜん話とは違う。このときに経済学がどのように係わってくるかといいますと、目標を達成する方法というのがいろいろある。どの産業でどれくらい減らすのか、どんな方法で減らすのかというのはいろいろある。技術的なオプションがいろいろある場合に、決められた目標を達成するためにもっとも安価な方法

を捜すというのが経済的だということがあると思います。

いずれの目標の立て方にしろ、廃棄物の減量化最小化というのを効率的にやろうという考え方なんんですけども、一つだけ留意点を申し上げますと、そういう効率的な水準がわかったとしてもなかなかその方には動かないということはよくあります。一つの重要な点は、費用を誰が負担するかということがあるわけです。

□…

デュアルシステムについて

次にでてくるのが、目標をどうやって達成するかという手段の問題です。一般廃棄物の減量化という点で今注目を集めているのがドイツの例です。量的に圧倒的に多い容器などの包装廃棄物です。日本でも粗大ごみを除いた一般廃棄物について見ると、京都市のデータですが80年代からずっと60%を超えていきます。これは嵩、容積です。重さではないというところが非常に重要で、ごみ処理の費用というのは収集費用が大きいわけです。収集費用は何で決まるかというと重さでは決らない。収集車の台数で決まる。市町村のごみ処理費用の6~7割を占めている収集費用はかなり容積というものに係わっているということです。ドイツでも体積、容積で見ると50%は容器などの包装廃棄物です。つまり国際的に見て包装廃棄物というのは豊かな国の共通の悩みなんです。

もともとドイツは1986年に連邦の廃棄物に係わる法律を作っておりますが、日本と違っております。廃棄物の回避および管理に関

する法律で、廃棄物を回避することが第一優先、回避できなければ再資源化あるいは再利用する、それもできなければ処理をする。廃棄物に対する哲学または考え方が日本とはちょっと違っております。その法律の第14条というのがありますと、その具体化として包装廃棄物政令というのがでているわけです。それはどういうことかというと、製造業者や販売業者は消費者が包装廃棄物を持ってきたら引き取る義務がある。義務であるからこれは拒むないわけです。まして再生利用の義務も課せられているしかもその率が決められています。1995年7月1日までに集まったプラスチックの8割ぐらいはリサイクルしなければならない。これは大変なことです。皆さんもここの中に係わる方がいらっしゃって1995年7月1日までに80%なんとかしないといわれたら、これは大変なことだと思います。

実はドイツでも大変なんです。個々の企業がそんなことをするのは実質的に無理があります。しかしそこで政府と業界の間の妥協の産物とでもいっていいような新しい組織が作られておりまして、デュアルシステムドイツ・ランド、DSDと呼ばれている組織です。これは回収とか再生利用に関するある種のコーディネイトのようなことをする責任をもっている民間の会社です。ここに持ってきておりますが、グリューネ・パンクトという緑の点がありますが、こういうものを包装廃棄物になる包装に付けておれば、DSDのシステムの方に持つて行って引き取ってもらえるようになるわけです。つまり個別の販売業者や製造業者が先ほどいったような義務を免れる

わけです。そうするとこのマークを付けようとする。これを付けるには買わないといけない。ドイツはこのようなシステムを入れているわけです。

率直にいうとまだ全面的に評価のできる時期ではない。法律が先にできていますと、それをDSDがやっとすべての自治体と契約した、ということになっております。もちろんこの制度については賛否両論出ておりまして、環境保護団体の中でも反対しているところもあります。そういう議論の中で非常に重要な点は、義務づけをするとだんだんプラスチックが集まってきた。そして再生利用率も決められております。しかし再生プラスチックの需要がない。そうすると集まってきたけれど、それが全部は活用できなくて積まれているということが起こる。積まれているだけではなくて、実はそんな前ではない時期に一部がインドネシアに行っているということが発覚して大スキャンダルになったりしているわけです。こういうことからこの制度はダメだという意見もあります。一方、DSD側は、義務付けは何年か後までに何%というふうに決めているので、それに向けて徐々に技術が開発されて行く。必要を作りだしているから新しい発明が起こって、エコビジネスなんかが大きくなつてうまくいくんじゃないかな、という楽観的な見方もあります。

具体的なコストの話をしますと、例えば集まったプラスチックから油を作るとします。そういう技術も随分やっておりますが、市販の価格の40倍するわけです。これではとても引き合わないだろうと思います。しかし技術としてはあるわけですから、これがどの程

度改良されて行くかというのは一つの注目すべきことありますし、ドイツは非常に不況でありますけども、そういう環境産業だけは伸びているというふうにもいわれております。環境市場という言葉もでてきておりますし、あるいは、包装廃棄物に対する規制はヨーロッパではECが全体として進めて行くという問題が当然あります。そうするとECが将来、ドイツとよく似たことをやって行くということになれば、早くやったドイツは随分得をすることになります。

いろんな見方があるので、どういうふうに評価したらいいかということは今の段階で即断ができるわけではないんですけども、しかしはっきりしてることは全体としてこのような動きがあるということ。ドイツがこういうことをやりだしてフランスも似たようなことをやっておりまし、ECも全体として動いております。私は今包装廃棄物を一つの例として上げたわけですけども、廃棄物に対する減量化最小化の方向というのは、多少の迂余曲折はあるにしても基本的には続いて行くのは間違いないのではないかと思います。しかも企業の方の対応も、ドイツだけでやってるというのではなくて、日本やアメリカと一緒に共同研究をしたりとか、そういう方向がでできているようです。

□…

リサイクルの経済学

まずリサイクルの経済性というのがあります。リサイクルが成り立つ要因は四つあると思います。一つはリサイクルとなる廃棄物が一定量ないといけない。そしてその廃棄物が

有用なりサイクルとなる属性を持っていなければならぬ。三つ目にはそれを取り出す技術がないといけない。四つ目は再生品への需要があると、こういうことになります。しかしこの条件が揃ったとしてもリサイクルがうまく行くとは限らない。再生品とバージン原料から作ったものが競争しなければならない、競争で負けるとリサイクルは進まないわけです。

よく古紙やカンなんかを資源というけども、それは潜在的な資源ですけども実際の市場の中で資源として顕在化するかどうかは、やはり採算性という問題が当然あるということであります。現状で、たとえば紙が50%リサイクルされているということは、現状の古紙については50%までは採算がとれるということであります。逆にいうと51%から採算がとれないということでもあります。問題は価格が変動するということです。仮に現状で50%だとします。そのときに問題は何かりサイクル法とかで60%リサイクルしないとなったときどうなるか。現実にこういうことが起こっているわけですが、そうすると採算は50%までしかとれない、つまり市場メカニズムでは50%までしかやれないわけですね。市場メカニズムの一番いいところは、売りたい人と買いたい人がどちらも納得づくである価格で売れて進んで行くわけです。これはほっとけばいいわけです。しかし51%からはそうはいかない。当然ここでリサイクルコストということが出てくる。それまでリサイクルのも一定の費用はかかっていますけれども、それは売れるという行為によって回収される。しかしそれが回収されなく

なるわけでね。

ということでリサイクルコストという問題がでてきますので、当然その60%と目標がでますとリサイクルコストを誰が負担するかということになります。しかし、リサイクルするのは採算がとれるからやるというだけではない。リサイクルすることで何かいいことがある。たとえば廃棄物の量が減れば、埋立地が少なくて済ということで、わかりやすい例では海面を埋め立てなくて済む。そうすれば救われるものが海というものである。環境というものです。環境はおカネが付いていない。環境が良くなあってもおカネは戻ってこないわけです。しかし環境が良くなると会社にとっては利益です。ということは一言でいうと、環境は価格は付いていないが大切なものです。ですから採算性という基準以上にリサイクルはされてしかるべきだという問題が起るわけです。そこには一定の公的な補助が入っても良いという論理がありましょうし、あるいは環境税的な考えがでてくることもあります。

□…

公共関与の問題について

最後に、公共と民間の話ですけども、産業廃棄物の処分場につきまして公共関与というものが進んでおります。これはある部分では公共の責任ということですけども、本来は

排出事業者の責任というふうになっております。この二つの問題をどのように考えるかという問題がありますが、料金問題が非常に重要な問題になってくるだろうと思います。高すぎると当初予定してたようにはものが入ってこない。すると財政負担が増える。安過ぎますとどんどん入ってきてすぐに埋まってしまう。そして周辺の業者の圧迫になるという問題がでできます。公共関与の処分場というのは大事なんだけども、やり方はなかなか難しいと思います。新たな公共関与の処分場を進めて行くには適正な料金を含めたシステムの設計が非常に重要になってくると思います。

□…

おわりに

将来的にいえば多分、生産する技術そのものとか、製品そのものをごみ処理とか、環境リサイクルの観点から考え直さざるを得ないと思います。今日必要なのは減量化最小化のための社会経済システムのデザインが必要なんです。そういうものが排出事業者、処理業者、行政、市民が一体となって、今日ほど求められていることはないのではないかと思いますし、今日廃棄物最小化への国際的動向は結局はそういうシステムデザインを模索しているいろんな試みであると思います。

(H5.6.11 財団主催講演会より)

事業展開と廃棄物

建設業界における 廃棄物対策活動

日本建設業団体連合会

常務理事 豊田 忠輝

1. はじめに

21世紀を目前にして、ここ数年環境問題に対する世界の関心が急激に高まりを見せ、地球規模での対応が強く求められている。

建設業は、安全・快適で豊かな環境の創造をめざし、住宅・社会資本整備事業の一翼を担ってきた、いわば「環境創造産業」或いは「環境共生産業」としての特性を持っている。

ところが、環境整備、創造のためとはいえ、たとえ一時的にせよ山野を切り崩し、樹木を伐採する開発行為が世間一般の目には環境の破壊者として映り、あたかも「環境破壊の元凶」でもあるかのように受け止められている。

全産業廃棄物の約18%を占めるといわれている建設廃棄物が、山林等の各所に、不法に投棄されている実体をマスコミに取上げられ、写真入りで生々しく報道されることが多くなると、建設業の暗いイメージが益々増幅

され、日夜、建設廃棄物の適性処理、不法投棄の防止に心を碎き、真剣に取り組んできた多くの業界関係者を嘆かせ、悩ませている。

建設業の主な団体等が、建設廃棄物の適正処理、不法投棄の防止のために、これまでどれ程懸命に活動を続けてきたか。それは後述することにして、その前に建設廃棄物の特殊性と処理上の問題点について触れておきたいと思う。

2. 建設廃棄物の特殊性と処理上の問題点

建設廃棄物の適正処理対策を検討する会議等の場で、縷々話題に上るのが、建設業と、建設廃棄物そのものの特殊性に基づく一筋縄では対処しきれない処理上の難しさについてである。これを要約すると

- (1) 建設業は一品生産の受注産業で、建設工事に事業計画や設計は、発注者が行うため、工事発注の時期、工事場所、工事内

- 容が種々異なっており、建設業者は、仕事を受注して初めてその内容を知らされる。製造業の工場のように定まった場所から、同じ仕事の反復によって排出され、種類も数量も予測が可能なものを処理するのとは根本的に異なる。
- (2) 建設廃棄物は、排出量が膨大で、かつ多種・多様、しかも混合した状態で排出されるため、分別に大変な手間がかかり、また直接埋立処分するには不適切な場合が多い。
 - (3) 土砂か汚泥かの例にもみられるように、産業廃棄物か否かの判断基準の曖昧なものがあり、国レベルでは、「建設廃棄物処理ガイドライン」によって一応示されているものの、発注・行政両機関の間ですら判断基準が統一されていない場合があり、処理する上で、混乱が生じている。
 - (4) 建設業には登録業者が52万社、その殆どは中小業者で、また、請負業独特の重層下請構造があって、廃棄物の取扱者が多く、適正処理の主旨徹底も大変である。
 - (5) 廃棄物処理費の計上に不十分なところも多く、これが不適正処理の一要因となっている。
 - (6) 建設業のように、大量廃棄物の処理・処分には不可欠の中間処理施設・最終処分場が、絶対的に不足しており、そのうえ新規に確保するにも、周辺住民の強い反対や、法規制があって、民間の力だけでは、どうしようもない状態にたち至っている。

5~6年前、産廃関係業務に全く無知未経験のまま、日建連の環境委員会事務局をおおせ

つかった当時、様々な建設廃棄物対策上の問題点を耳にする回数が増えるにつれ、また文献などで先輩が発表されている見解、論文などを読むにつけて、段々内容の深さ、解明すべき課題の複雑さを知るようになり、心配ばかりが先に立った。

しかし、建設業界にとっては、現在、廃棄物の処理は避けて通れないきわめて重要な課題であることも十分理解できるので、前向きに取り組む外はないと考え、以来、建設業の主要な団体の連絡・調整的立場で業務に当たってきた。近年、建設業団体が建設廃棄物対策に取り組んできた経緯等について、その概要を次に述べたいと思う。

3. 建設業団体の廃棄物対策活動

建設業団体の廃棄物対策活動は、廃棄物が社会問題として顕在化し始めた48年頃から活発化していった。日建連、土工協、建築協など各団体では、それぞれの立場で、委員会を軸に活動を推進してきたが、業界の廃棄物対策活動の効果をより高めるためには、ここでの活動と平行させて、広く建設業団体が一体となり、協力体制を確立して、お互いに取り組む必要があると結うことになり、昭和58年に、翌59年7月には、全中建、日建経、道建協、トンネル協の4団体が加わって「建設8団体廃棄物対策連絡会」(以下建設8団体連絡会という。61年にトンネル協に代わって鉄建協が加入)が設立された。

(1) 建設8団体連絡会の活動

建設8団体連絡会の皮切りの活動は、59年12月「建設廃棄物の適正処理に関する調査・研究」を(社)日本廃棄物対策協会(略称

日廢協、現在の（財）日本廃棄物処理振興センターに委託し、自らも関係各界（国、地方自治体、工事発注者、学会、処理業界）の専門家と一つのテーブルについて、2年間余にわたる検討を重ね、61年12月、報告書をまとめあげるまで、積極的に参加、協力したことがあげられる。

これには廃棄物を適正に処理、処分する上で問題となっている諸事項を抽出することにより、廃棄物の判断基準、処理、処分基準を発注機関や行政機関でオーソライズされて実際の業務面で的確に対応してもらおうという願望が込められていた。

この報告書が発表されて以来、厚生省や建設省も積極的な姿勢を示されるところとなり、厚生省には、引き続き、日廢協に対して「建設系産業廃棄物の処理方法に関するガイドライン」策定のための検討を依頼し、建設8団体連絡会にも「これに参加して、最も建設廃棄物に詳しい建設業界自身で、ガイドラインを作つてみてはどうか。」と提言があった。

これを受けた建設8団体連絡会は、日廢協に設置された「建設・解体工事廃棄物処理研究会」に参加し、これに全面的に協力した。

2年間にわたる検討の成果は、「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説（63年7月）」および「建設・解体工事廃棄物処理に伴う廃棄物処理に関する技術指針・同解説（平成2年5月）」の2冊にまとめられ公表された。このガイドラインの策定作業はワーキンググループ活動を中心進められたが、合宿、徹夜作業を含め、開催回数は実は50回にも及んだ。この「建設廃棄物処理ガイドライン」は、その後も広く

普及、活用され、建設廃棄物の適正処理及び減量化、再資源化・再利用の道標として大いに役立っている。

以上は、建設8団体連絡会が、発足まもなく行った大仕事であったが、以来、建設8団体連絡会の存在が広く認識され、建設省が計画される残土や廃棄物関連の諸施策について建設業界に相談されたり、意見を求められる場合など、それまでは大手の団体を対象としていたが、現在では建設8団体に対して行われるようになった。また、外部の関係団体などから、業界の活動報告や意見を求められる場合や、リサイクル関連のイベントに参加する場合なども建設8団体連絡会の名において対応するケースが多くなっている。

（2）建設業個別団体の活動

建設業の個別団体は、業種別団体としての立場で、その性格、特徴を踏まえた廃棄物対策活動を推進している。

●日建連

建設8団体連絡会の中心的立場に位置し、行政はじめ、他団体との折衝、連絡窓口となり、行政からの建設廃棄物（建設副産物）対策関連通達の主旨の周知徹底、関係法令の調査研究と問題点の検討、業界の意見・要望のとりまとめ、外部会議への参加、対外キャンペーンなど、主として制度・組織の面に重点を置いた委員会活動を続けている。

●土工協

大規模な土木工事から大量に排出される残土（建設発生度）、コンクリート塊等に因み、建設副産物専門部会では、建設工事に伴う掘削物の処理・コンクリート破片の再生利用、建設廃棄物の処理費用等々に関する実態調

査、検討を行い、数々の報告書にまとめて、会員、関係官公庁など関係先に配布し、また、毎年全国で開催される官民懇談会の場や、関係誌を等して、業界意見・要望の開陳につとめるなど、啓蒙活動を含め巾広い積極的な活動を展開している。

●建築協

廃棄物を適正に処理する上で、特に苦労の大きい建築系混合廃棄物を対象とした調査研究、適正処理対策に力を注いできた。紙面の都合で活動の多くを紹介できないが、工事現場における廃棄物の分別をしやすくするための種類別標識の作成配布、「建設副産物減量化・再資源化事例集」発表会の開催など実践的な活動を推進している。

首都圏における最終処分場が逼迫、処分の遠隔地化が進んだ62年頃、建築協は関東建設廃材処理協同組合にも働きかけ、共同で建築系廃棄物の減量化・再資源化のための中間処理施設増強の研究会を設置して検討の結果、建設・処理・解体三業界共同出資による㈱イージェックが設立された。同社は、厳しい諸条件の中で、施設確保に懸命の努力を続けていく。

●道建協

55年に技術開発委員会・舗装材再利用部会を設け、会員会社の舗装材の有効利用を支援するとともに、舗装材の発生抑制を図るため「現位置リサイクル」を実施している。また、リサイクルに関する道路技術シンポジウムの開催、海外技術調査団の派遣、国際会議への参加、技術指針（施工分野）のとりまとめ、海外文献の翻訳と紹介などを実施している。

●5団体

土工協・電建協・建築協・鉄建協・道建協で構成する5団体安全公害対策本部は、設立の45年以来、工事現場における廃棄物の減量化、再生利用の実態調査、点検指導、手引き書、標語など教育資料の作成配布、講習会の実施など、現場と直結した活動を積極的に推進している。

その他の各団体も委員会等を軸に、それぞれ廃棄物の適正処理に向けた対策活動をてんかいでいる。

4. おわりに

バブル経済が崩壊し、不景気の煽りを受けている現在、産業廃棄物の発生量は、以前に比べると2~3割方減少しているといわれている。しかし、長期的にみれば、早晚くるであろう経済成長とともに、産業廃棄物の量が再び増加に転ずることは明らかであり、その対策活動は一層根気よく続けてゆかねばならない。

産業廃棄物の不適正処分や不法投棄は依然として多発しており、中でも建設業関係のものが桁違いに多くまことに憂慮すべき状況になっている。一方、最終処分場の逼迫は深刻で、その残容量は首都圏では底をつき、全国的にも1.7年分を余すのみといわれており、広域処理も、県外廃棄物の受け入れ規制等があって、廃棄物の受け皿探しは難渋を極めている。

産業廃棄物の適正処理、不法投棄防止対策については、多くの学者・有識者が、各所に卓論を発表されており、また建設省の「総合的廃棄物対策研究会報告書（平成4年6月）等

にも、建設廃棄物対策の推進方策が詳細に報告されているなど、関係者が廃棄物対策を学習するに事欠かない時世となった。しかし、不適正処理・不法投棄防止に向けた、書面による適正な処理委託契約の履行、マニフェスト使用の徹底、再利用推進のための再資源の品質基準、使用基準の明確化、情報交換システム構築等々、まだまだ為すべき課題、クリヤーすべき問題は多い。これからは、排出事業者である元請けの建設業者はもとより、建設に携わる協力業者、処理業者、さらには事業主である工事発注者、関係行政など関係者が、互いに協力し、一丸となって、廃棄物の

適正処理をいかに着実に実践するかであろう。平成3年10月には、「再生資源利用促進法（リサイクル法）」が施行され、20年ぶりに大改正された「廃棄物処理法」も平成4年7月から施行された。

さらに、「産廃処理施設整備促進法」も同年9月に施行され、これに基づく、「産業廃棄物処理事業振興財団」も設立されて意欲的な活動が進められている。産業界待望の中間処理施設・最終処分場施設への道にも明かりが見えてきた。この制度の活用により、一つでも多くの施設が一日も早く誕生することを期待したい。

逐条解説 産業廃棄物処理特定施設整備法

監修／厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室

◇◇ 監修にあたって ◇◇

産業廃棄物の処理施設の安定供給と産業廃棄物の適性処理の推進を目的とする「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」が平成4年9月に施行されました。

本法律は、従来の産業廃棄物処理法による「規制法の体系」に「施設整備促進法の体系」を初めて取り入れたものであり、公共セクターが産業廃棄物処理に対して積極的に公共関与を行いうための制度的枠組みを提供するものとして画期的なものといえます。

本書は、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律を逐条ごとに解説するとともに、関係法令や資料等を網羅したものであり、広く関係各位に活用され、本法律の趣旨、内容を理解するための一助となることを望んでやまないものであります。

平成5年8月

厚生省生活衛生局水道環境部
産業廃棄物対策室
飯 島 孝

- ◆本法の各条文ごとに、その趣旨、解釈及び運用方針等を豊富な図表を用い、わかりやすく解説
- ◆関連した財政上、税制上の優遇・特例措置について詳述
- ◆特定施設整備計画のモデルケースとして、（財）クリーンいわて事業団を紹介
- ◆産業廃棄物処理業者等に対して、債務保証事業、助成事業を行う（財）産業廃棄物処理事業振興財団の組織、事業計画等を収録

平成5年9月25日発行、A5判、452頁、4,000円
編集：（財）産業廃棄物処理事業振興財団
発行：株式会社ヨウセイ 電話：03-3268-2141

◆プロジェクト紹介

公共関与による 「産業廃棄物処理モデル施設」 について

(財) クリーンいわて事業団

岩手県環境保健部廃棄物対策室

主査 滝川 義明

1. はじめに

近年、産業廃棄物を取り巻く環境は大きく変わってきた。すなわち、産業廃棄物はその排出量が増加し、質的に多様化する一方、最終処分場をはじめとする処理施設の不足が生じ、各地で不法投棄や不適正な処理が顕在化してきた。また、新たな処理施設の建設は、その計画段階から地域住民の根強い反対に合い、実現が非常に困難なものとなってきた。さらに、昭和60年代のはじめから首都圏をはじめとする県外の産業廃棄物が本県にも流入し、各地で地域住民との摩擦が生じた。加えて、ここ数年におけるいわゆる環境問題に対する住民の意識の高まりは目覚ましいものがあり、このような中で産業廃棄物はいわば悪者扱いされ、その処理体制の整備は一層困

難なものとなってきた。このままでは本県の環境保全上重大な支障が生ずるおそれがあるとともに、産業の振興にも大きな阻害要因となることが懸念された。

産業廃棄物を取り巻くこのような状況の変化に鑑み、本県においては、後述のような経緯で昭和63年に基本方針を定め、公共関与による「産業廃棄物処理モデル施設」に整備事業の取り組むこととしたものである。

なお、国においては、ほぼ時期を一にして廃棄物処理法の抜本的な改正が検討されており、この中で、処理基準の強化等に加え、産業廃棄物処理体制の整備を促進するための公共関与を法的に位置付けることが検討されていた。

「産業廃棄物処理モデル施設」は、新たに設

立された第三セクターである財団法人クリーンいわて事業団を事業主体とし、住民の納得が得られる適正処理を実現し産業廃棄物処理に対する信頼を回復するとともに、将来の処理レベル向上の指標とすることを目的としている。

現在、事業は施設の建設に着手した段階であり今後、できるだけ早期の完成、処理事業開始を目指しているところである。以下に事業主体、これまでの経緯、施設計画の概要を紹介する。

2. 事業主体

- (1) 名称 財団法人クリーンいわて事業団
- (2) 設立 平成3年11月11日
- (3) 役員 14人、理事長：工藤巖岩手県知事
- (4) 基本財産 1,020万円
(出捐者) 排出事業者等関係6団体520万円
県及び市町村500万円
- (5) 目的等

事業団の目的は産業廃棄物の適正な処理その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、県民の生活環境と公衆衛生の向上に寄与することであり、次の事業等を行うこととしている。

- ① 産業廃棄物の処理に関する事業
- ② 市町村の委託を受けて的一般廃棄物の処理に関する事業
- ③ 廃棄物の減量化及びリサイクルに関する事業

(6) 廃棄物処理センターの指定等

当事業団は平成5年1月7日に改正法で制度化された「廃棄物処理センター」として全国第1号の厚生大臣指定を受け、また、施設

整備計画については平成5年3月8日に「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」に基づく「特定施設整備計画」の認定を受けている。

3. 事業の経緯

(1) 基本方針の策定（昭和63年11月）

前述のとおりの産業廃棄物を取り巻く厳しい状況を踏まえ、県では昭和63年11月に次の三項目を柱とする「岩手県産業廃棄物処理施設整備事業に関する基本方針」を定め、公共関与による産業廃棄物処理モデル施設の整備を促進することとなった。

① 県は、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備を促進するものとし、整備に当たっては周辺環境の整備を含め、二次公害防止に十分配慮したモデル的事業として、

もって住民の不安感を解消し、さらには将来の民間処理を誘導する役割を担うものとする。

② 建設候補地については、需要の最も多い地域又はその近隣が望ましいことから、北上川流域テクノポリス圏域を含む盛岡地域から一関地域までの間を中心として検討するものとする。

③ 事業（運営）主体については、「排出者処理責任の原則」を踏まえたうえで、快適な環境を保全するという公共的使命を果たすことが必要であることなどから、第三セクター方式を中心に検討するものとする。

(2) 建設用地の選定（平成元年1月～3年4月）

産業廃棄物処理施設の整備事業において最も困難な課題の一つは、用地選定、用地確保である。特に、住民の産業廃棄物処理に対する不信感が極めて強い状況の中で、その理解を得ながらどのように用地の選定を行うかが重要な課題であり、このことが事業全体の成否を左右するとの認識から本県においては、まず用地の選定を先に進めることとした。

なお、事業主体の設立については、ある程度用地の目処がついた段階で具体的に取り組むこととした。

① 関係市町村協議会

この事業の特殊性から、建設候補地の選定に当たっては、地域の事情に精通した市町村の理解と協力が必要であるとの考え方から基本方針で示した地域の20市町村で構成する「岩手県産業廃棄物処理施設整備関係市町村協議会」を設立し、関係市町村の当該事業に対する理解を得ながら、用地選定を取り進めることとした。ただし、最終的な候補地の選定及び地元住民に対する事業説明等の折衝は県が行うこととし、同協議会の協力を得ながら選定を進めた結果、平成2年6月に江刺市岩谷堂増沢地区を候補地とすることに決定し、地元市を通じ協力を要請した。

② 地元説明等

地元の住民の方々及び地元市議会や農協等の関係団体に対し、事業の必要性、重要性を理解していただき、施設の受入について合意形成が得られるよう数回にわたる事業説明会を実施したほか先進地視察などを行った。また、説明会におい

ては事業計画のパンフレットや説明用ビデオも作成し活用した。

③ 候補地の決定

以上の経過を経て、平成2年12月には市議会において受入れが決議され、また平成3年3月には地元自治会の合意も得られたことから、同年4月に県と地元市との間で同地区を候補地とすること等について確認書を締結するに至った。

(3) 事業主体の設立（平成3年11月）

事業主体の設立については、基本方針の策定後用地選定作業と平行して関係団体との協議を進めてきたが、この時期は産業廃棄物問題が全国的にも大きな社会問題となっており、国においては廃棄物処理法の改正に取組んでいる段階であった。

本県においても、平成2年12月に県内の経済界代表（商工会議所、建設業協会等）、学識経験者等で構成する「産業廃棄物問題懇話会」が設置され、岩手県における産業廃棄物対策のあり方について議論が重ねられた。その結果、平成3年4月に知事に対して、「岩手県における産業廃棄物対策のあり方について」提言が行われ、この中で産業廃棄物の再生利用の推進等のほか、適正処理体制の整備を促進するために、

① 公共関与によるモデル的な産業廃棄物処理施設の早急な整備が必要であること。

② 事業主体は第三セクター方式とし、廃棄物処理法の改正で制度化される予定の「廃棄物処理センター」に沿って形態である財団法人とすることが適当

③ 事業には排出事業者の積極的な参加が

必要であること。

- ④ 基本財産の出資割合は、事業主体に対する住民の信頼を確保する必要があることから、行政が2分の1以上とすることが適當
- ⑤ 建設事業費の確保及び安定的な経営を図るためにできるだけ低利の融資を導入するほか、自己資金の確保に努め、施設を利用する（処理を委託する）割合に応じて排出事業者から負担金を求める。
- ⑥ 事業主体設立に向け各関係団体間の調整を図るため産業廃棄物問題懇話会に協議の場を設け引き続き検討する必要があること。

等の提言が含まれており、その後、これに沿って事業主体設立のための協議会を設置し、関係団体との協議を進めた結果、平成3年10月の設立発起人会を経て、同11月に「財団法人クリーンいわて事業団」の設立許可が得られた。

4. 事業計画の概要

産業廃棄物の適性処理を実現し、住民の産業廃棄物処理に対する不信感を払拭するとともに将来の処理レベル向上の指標となるモデル施設とするため、以下のとおり基本計画を策定している。

なお、同事業については義務付けがないものの環境影響評価に係る国の通知に準じて環境影響調査を実施している。

(1) 処理対象廃棄物

本県において処理能力が不十分である以下の管理型の産業廃棄物を主体としている。

- ① 有機性汚泥（下水道汚泥、食料品製造業余剩汚泥等）
- ② 医療廃棄物（主として特別管理廃棄物である感染性一般・産業廃棄物）
- ③ 木くず（主として建設木くずを予定）
- ④ 無機性汚泥（中和沈殿物、掘削汚泥等）
- ⑤ その他①～④に性状の類似した廃棄物（燃え殻、廃プラスチック類等）

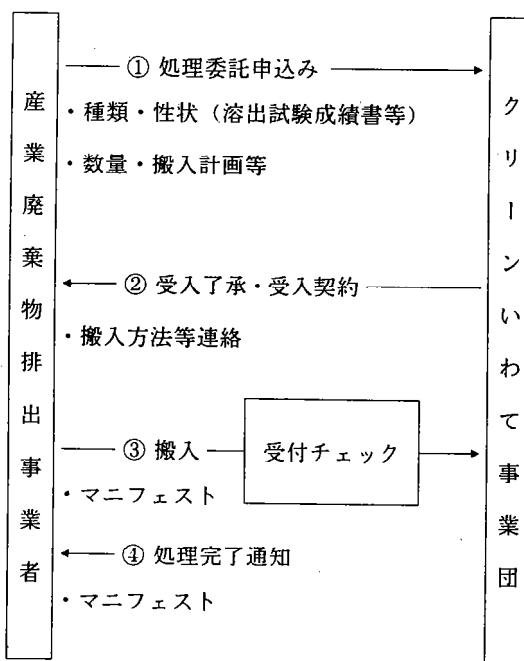


図-1

(2) 受入方法

あらかじめ、事業団において性状等をチェックしたうえで、受入可能なものについて、受け入れることとしている。また、搬入に当たっては全ての廃棄物についてマニフェストを使用することとしている。

(3) 処理方法

処理方法については、コストはかかるものの埋立処分地の延命化、悪臭防止及び跡地の

早期利用を考慮し、できるだけ中間処理による減容化、安定化及び無害化を図ったうえで埋立処分することとしている。有機性汚泥及び医療廃棄物は焼却後埋立処分とし、木くずは破碎、焼却後埋立処分とする。無機性汚泥（有害な汚泥を除く）については直接管理型埋立処分する。また、埋立処分に当たっては焼却残渣（飛灰ダスト）について固型化を予定している。

なお、木くずの一部については、主として木くずボイラーの燃料として再利用（売却）することを計画している。

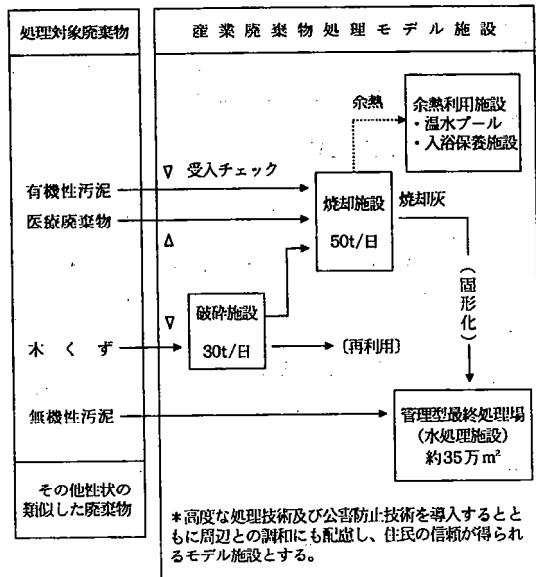


図-2

(4) 施設の概要

- ① 建設予定地 岩手県江刺市岩谷堂増沢地区
 - ② 用地面積 約34ha
 - ③ 破碎施設 (30t/日 (5hr))
 - ④ 焼却施設 (50t/日 (16hr))
- 主炉、副炉の2炉とし、廃熱ボイラーを

備え余熱回収を行う。排ガス処理方法はバグフィルター方式とするほか、ダイオキシン対策ガイドラインに準じた構造設備とする。

なお、中間処理施設については、建屋を設け周辺環境との調和や美観にも配慮する。

⑤ 埋立処分場

第1期整備分として埋立面積4ha、埋立容量約35万m³の管理型埋立処分場を整備し浸出水処理施設は生物処理+凝集沈殿+濾過処理+キレート処理等を計画している。

⑥ 余熱利用施設

焼却施設からの余熱を利用した温水プール(24m×6コース)、入浴施設等を併設することとしている。

⑦ 研修施設等

産業廃棄物の適正な処理に関する研修施設展示施設、会議場のほか、処理技術の研究開発のための共同利用施設等を併設することとしている。

(5) 事業費

現在のところ概算76億円と見込んでいる。

5. 建設資金計画

(1) 自己資金計画

事業団に処理施設の建設費に充てるための建設基金を設け、施設を利用する排出事業者等からの拠出金（負担金）で造成することとしている。また、建設基金には行政（県及び全市町村）からも一定の拠出を行うこととしている。

拠出した事業者に対しては、拠出額に応じ

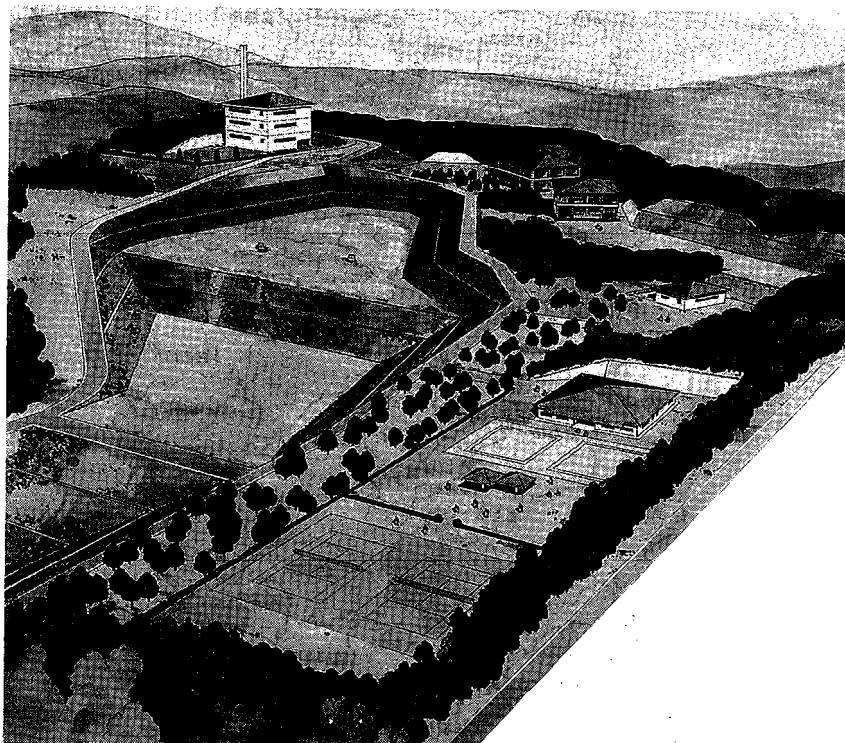
て処理料金を割引く措置を講じており、現在のところ建設業、製造業、医療業等の800以上の事業所から拠出申込みがある。

(2) 借入金

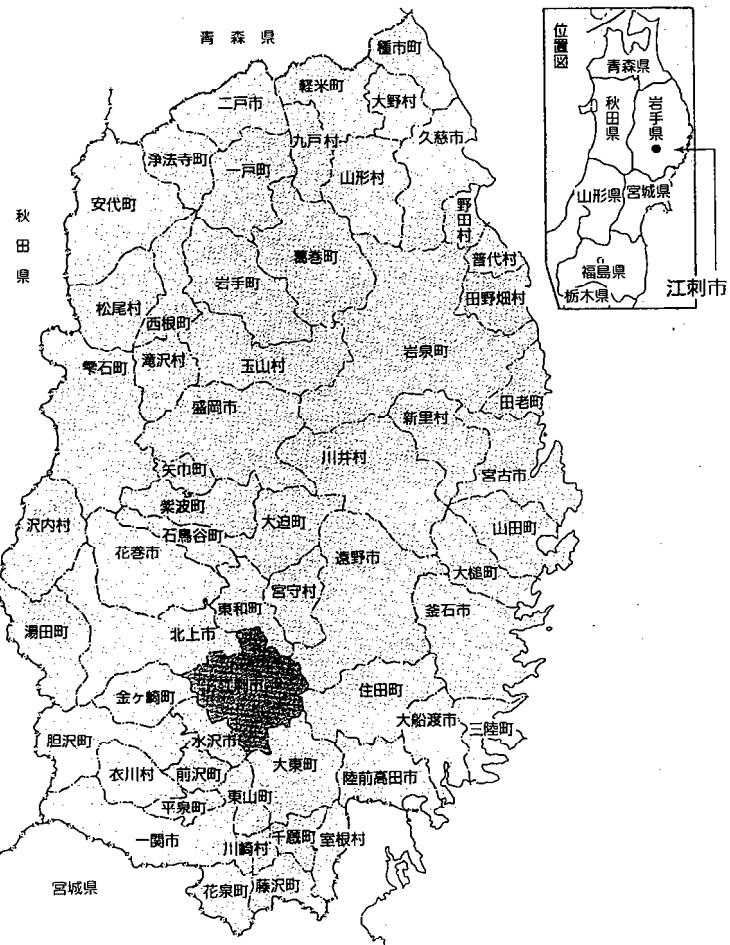
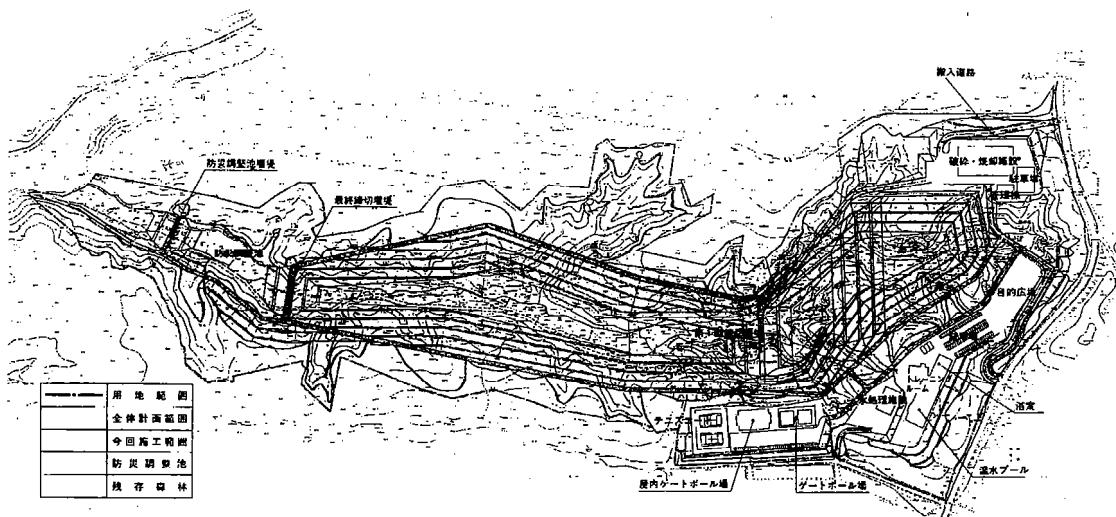
当該モデル施設の整備計画については、前述したとおり産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく「特定施設整備計画」の認定を受けたことから、NTT-Cタイプ無利子融資及び低利子融資等の対象となった。施設の円滑な整備及び安定的な経営の確保のため、これらの無利子融資等の最大限の活用を図ることとしている。

6. おわりに

今後、産業廃棄物処理モデル施設の円滑な整備や処理事業の安定的な運営を確保していくためには、引き続き、国をはじめ（財）産業廃棄物処理事業振興財團等関係各位の多大な御指導、御支援を得る必要があるとともに、やはり、排出事業者がその処理責任を踏まえ、適性処理にはそれ相当のコストが必要であることを十分に認識のうえ、当モデル施設の積極的な利用や各自の産業廃棄物の管理体制の強化等に積極的に取り組んでいただくことが必要であると考えております、皆様のさらなる御支援を期待するものである。



産業廃棄物処理モデル施設完成予想図



計画地域位置

財団設立からの業務展開

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団

◎財団設立までの経緯

1. 近年、廃棄物の排出量の増大と質の多様化が進む中で、その処理、とりわけ最終処分場の確保が極めて困難となっている。特に、産業廃棄物については、排出者である事業者に、適正処理責任が課せられており、最終処分場の残存容量は、全国で1年分、首都圏では半年分しかないと言われており、処理施設の整備が喫緊の課題である。
2. このような状況に鑑み、経団連では、1990年11月「廃棄物対策の課題－環境重視型の生活・産業基盤の整備を目指して－」
 - 1) 積極的な公共関与と広域処理の推進が不可欠
 - 2) 経団連としても行政と一体となって最終処分場等の確保構想の具体化を検討する旨の提言が行われた。
 これを受け、1991年8月には「産業廃棄物に係わる最終処分場確保のための課題」も取りまとめた。
3. 一方、厚生省においても、当面の問題解決のため、廃棄物の減量化・再生利用の促進、規制強化を中心とした適性処理の確

保、廃棄物処理センターの設立など施設整備のための態勢整備等を内容とする廃棄物処理法の改正を1991（平成3）年10月に行い、引き続き処理施設の整備促進のための新たな方策を経団連、関係省庁との間で協議してきた。

その結果、公共関与による産業廃棄物処理施設整備促進のための制度的枠組みを確立するため、1992（平成4）年「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」が新たに制定された。

この新法は

- 1) 産業廃棄物の処理施設及び共同利用施設等の一体的整備
- 2) 都道府県（指定都市）は特定周辺整備地区を指定し、公共施設整備方針を指定。建設・自治・農林水産・運輸大臣による公共周辺施設の整備に配慮
- 3) 産業廃棄物処理事業振興財団による事業振興

を主たる内容にしている。

この第3の振興財団は、法に基づき、事業者、国、地方公共団体の出捐による基金を設け、特定施設の整備事業に対する債務保証、

新技術の開発、起業化のための助成、情報の提供等の業務を行うため、全国で一の法人として指定されたものである。

◎振興財団の設立

この新法の成立により、財団設立の具体的準備に入り、昨年11月26日、平岩外四経団

連会長（東京電力会長）関本忠弘経団連副会長（日本電気社長）太田文雄（東芝常任顧問）の3氏を代表とする発起人会が開催され、寄付行為、事業計画、役員の選任等が行われ、12月3日厚生大臣による設立許可を得た。引き続き新法に基づく指定の申請をし、12月24日厚生大臣指定法人となつた。

◎財団の組織

財団役員 会長 関本 忠弘

理事長 太田 文雄

副理事長 中野 徹雄

(常務理事 5名 理事 14名 計 22名 監事 2名)

顧問 津島 雄二（衆議院議員）

平岩外四（経団連会長）

評議員会 評議員 33名（議長 平山 直道〔千葉工業大学教授〕）

企画・運営委員会 委員 15名

委員長 北山 宏（経団連環境安全委員会廃棄物部会長）

◎財団の業務

平成4年度においては、組織を整備、事業基盤を確立、次年度（平成5年度）以降の事業活動の円滑な運営が図れるよう努めることとした。

記

4.11.26	設立発起人会の開催（経団連会館906号室） 発起人代表 平岩外四（経団連会長） 関本忠弘（経団連副会長） 太田文雄（東芝常任顧問） 発起人 外32名 計35名 設立趣意書、寄付行為、事業計画、収支予算、役員の選任、設立代表者の選任
4.12. 1	財団設立許可申請書の提出（厚生省）

4.12. 3	財団設立許可（厚生省衛生第1000号厚生大臣）
4.12.10	財団事務所の開設 東京都中央区新川1-2-10（新川むさしやビル）
4.12.16	理事会（第1回）の開催 ① 「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」に基づく指定の申請 ② 業務方法書 ③ 借入金 ④ 事務局の組織及び運営
4.12.16	「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」第16条の規定による指定法人の申請書の提出（厚生省）
4.12.24	「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」第16条の規定により産業廃棄物処理事業振興財団を指定。 (厚生省衛生第1073号.厚生大臣)
5. 2. 2	理事会（第2回）の開催 顧問の委嘱.常務理事の互選.評議員の選出.評議員会及び企画・運営委員会の運営
5. 2. 2	評議員会（第1回）の開催 議長の選任 平山直道（千葉工業大学教授） 理事の選任. 借入金. 経過報告
5. 3. 4	租税特別措置法による平成4年度損金算入の告示 (大蔵省告示第34号.大蔵大臣)
5. 3. 9	常務理事会（第1回）の開催 基金造成.資金計画.その他について協議
5. 3.12	理事会（第3回）の開催 平成5年度事業計画及び収支予算.業務方法書の変更.企画・運営委員会委員の委嘱

5. 3.12	理事会（第3回）の開催 平成5年度事業計画及び収支予算、業務方法書の変更、企画・運営委員会委員の委嘱
5. 3.31	「産業廃棄物処理施設の整備手法開発調査」厚生省より委託調査 調査委員会の開催 調査結果の取りまとめ、報告書の骨格等

平成5年度においては、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図るための事業を行う。

(1) 債務保証業務

- ① 厚生省並びに経団連と債務保証の事務手続、審査のフロー等について協議
- ② 全国銀行協会連合会及び環境事業団に対し、当財団の債務保証制度について説明会を実施。11月には全国銀行協会連合会加盟の銀行と債務保証契約を行う。
- ③ 当財団に対する債務保証の個別申込みは、上記金融機関等と契約後、金融機関等を通じて実施。
(当財団に対する直接の申込みは受け付けない)
- ④ 申込み後、企業分析、技術評価等について、企画・運営委員会の審議等を得て理事長が案件の決定を行う。

(2) 起業化助成業務

- ① 産業廃棄物の処理に関する新たな技術開発又は起業化のための企画、実証評価等の事業を行う者から公募することとし、企画・運営委員会（7.23）に基本方針を図り募集要領を作成した。

(本財団ニュース等に公表する)

(3) 事業振興業務

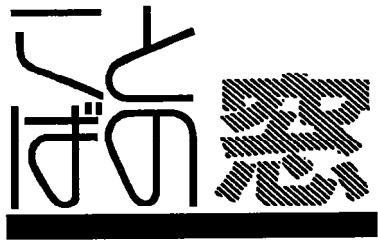
情報の収集及び提供。調査研究。研修指導等を行なう。

厚生省より受託調査（廃棄物処理センター整備基本計画調査）を実施する。

記

5. 5.10 ～5.13	廃棄物処理展 晴海（国際貿易センター） 新館 A - 3 に出展
5. 5.17	監事監査（財団会議室） 平成4年度事業及び収支決算（財務諸表）について 寺田・北岡監事

5. 5.26	常務理事会（第2回）の開催 平成4年度事業報告及び収支決算報告 理事及び企画・運営委員の選任（委嘱） 監事監査規程、講習会の開催、今後の運営
5. 6. 7	理事会（第4回）の開催 企画・運営委員会委員の委嘱 監事監査規程 平成4年度事業報告及び収支決算報告並びに監査報告
5. 6. 7	評議員会（第3回）の開催 理事の選任 平成4年度事業報告及び収支決算報告並びに監査報告
5. 6.11	「これからの産業廃棄物処理」講演会の開催 会 場 ダイヤモンドホテル 講 演 「廃棄物最少化への国際的動向」 京都大学経済学部助教授 植田和弘ほか 参加者 270名
5. 6.18	廃棄物処理施設の視察 三山クリーン・呉羽環境（福島県いわき市） 参加者 24名（企画・運営委員ほか）
5. 7.23	企画・運営委員会（第1回）の開催 委員長の選任 委員長 北山 宏 経団連環境安全委員会廃棄物部 会長（松下電器産業常務取締役） 財団の近況報告 政務保証、起業化助成業務の今後の進め方
5.11	「産廃財団ニュース」第1号の発行
5.1.26	「逐条解説 産業廃棄物処理特定施設整備法」説明会の開催 会 場 ダイヤモンドホテル



特定施設

1. 特定施設とは

産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うために設置される一群の施設で、次のAおよびBから構成されるもの。

A 次の施設のうち2以上

焼却、破碎、乾燥、脱水、中和、油水分離、コンクリート固型化、ばい焼、分解、洗浄、

安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場

B 共同研究開発施設 および／または
共同利用施設（研修、転じ、会議場等）

なお、これらと一体的に設置される緑化、集会、スポーツ、レクリエーション、教養文化、その他の、施設を含む。

2. 特定施設の認定

整備事業者は整備計画を作成し、都道府県知事を経由して主務大臣に提出して、認定を受ける。

3. 認定の基準

関係大臣が定めた特定施設の整備に関する基本指針に適合し、事業の実施の確実性があり、都道府県の産業廃棄物処理計画に適合すること。

4. 特定施設のメリット

特定施設の認定を受けると整備事業に必要な資金の確保等の支援措置（＊）を受けられる。さらに都道府県による特定周辺整備地区の指定があると、公共施設の整備の促進が図られる。

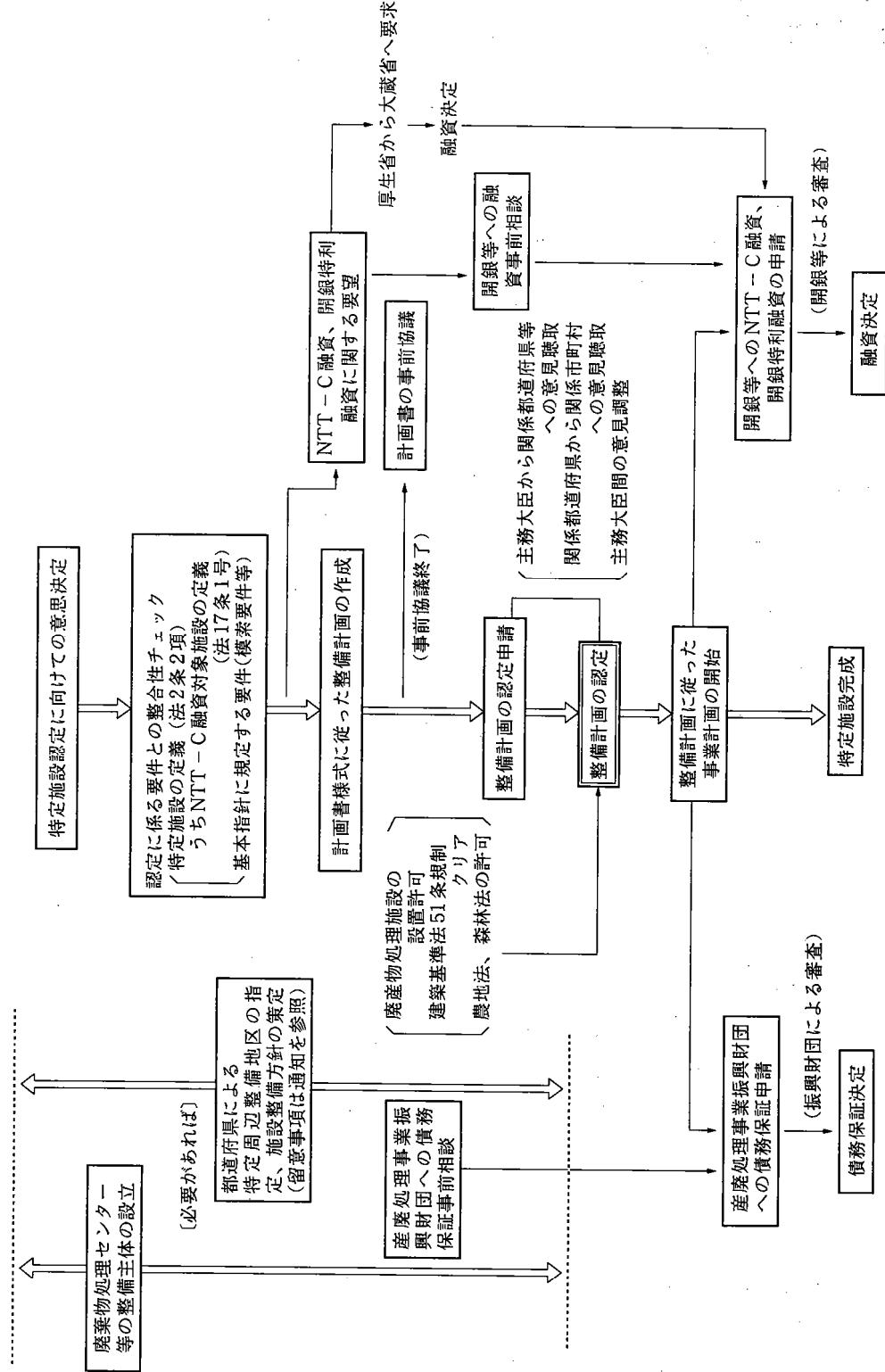
（＊）資金の確保

NTT-Cタイプ 無利子・低利子融資

日本開発銀行特利融資



特定施設整備計画の認定等に係るフロー図



会 報

平成5年度 産業廃棄物新技術開発・ 起業化事業募集のご案内

1. 起業化助成業務の概要

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団では、産業廃棄物のより高度で、能率的な処理のため行われる、新技術の開発とその事業化を促進するため、起業化助成基金を設け、支援することになりました。

2. 助成対象者

産業廃棄物の処理業者（第3セクターを含む）又は事業を行う者です。

3. 対象となる事業

平成5年度においては、次の事業を対象とします。

- (1) 産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発又は起業化のために企画、実証評価等の事業

具体例 ① 新システムを事業化するために研究会を組織し、プロジェクトの形成を行う。
② 実証プラントで得られたデータを外部の専門家に依頼して分析、評価する。

- (2) 起業化需要調査、再生品販売路開拓事業

- (3) その他、新技術の開発とその事業化を促進するために事業

4. 助成額

1件 50万円程度

5. 応募方法

- (1) 別紙、申請書により応募ください。

- (2) 申請手続きに関する問合せ並びに申請書提出先

〒104 東京都中央区新川1-2-10 新川むさしやビル3階

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 業務第二部宛

電話 03(3206)4791

FAX 03(3206)4793

- (3) 申請期限

平成6年1月末日

- (4) 結果については、申請者に直接通知します。

産業廃棄物新技術開発・起業化事業申請要領

1. 応募方法

- (1) 応募しようとする者は、(4) に記載する申請書一式を提出することとする。

申請書は正本1部、副本2部作成し提出のこと。なお、応募するものが企業、公益法人等の場合には参考資料としてその法人の登録簿謄本(写)、事業概要、直近1年間の決算報告書を各1部添付すること。

- (2) 申請書提出先

〒104 東京都中央区新川1-2-10 新川むさしやビル3階

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 業務第二部宛

電話 03(3206)4791

FAX 03(3206)4793

- (3) 申請期限

平成6年1月末日

- (4) 申請書

① 申請書(鑑) A4サイズ(様式1)

② 申請書

応募する産業廃棄物新技術開発・起業化事業の概要を記すこと。

(様式2の項目参照)

用紙は日本工業規格A4サイズで縦長横書き、左とじとします。

枚数は特に制限なし。ただし、図面等についてはA3等の規格でも可。

2. 報告書の提出

応募した者は、平成6年9月末日までに事業内容、事業の効果、及び収支実績等について報告することとする。

(様式1)

平成 年 月 日

財團法人産業廃棄物処理事業振興財團

理 事 長 太 田 文 雄 殿

申請者 住 所 (本社所在地)

名 称

代表者名

印

平成5年度産業廃棄物新技術開発・起業化事業の募集に関し、申請書を提出し応募します。

記

1. 事業名称（仮称でも可）
2. 事業内容（別添のとおり）

(様式2)

産業廃棄物新技術開発・起業化事業申請書

1. 申 請 者

企業名または公益法人等団体名

代表者氏名

所在地 〒 - (住所)

資本金または基本財産 (単位 百万円)

従業員数または職員数 (単位 人)

主たる事業

年間事業費 (単位 百万円)

申請書内容連絡者役職氏名および電話番号

2. 事業名称（仮称でも可）
3. 事業内容
4. 事業の実施体制
5. 事業の効果
6. 収支計画

役 員 名 簿

(敬称略・50音順)

平成5年6月7日現在

会長	関本忠弘	経団連副会長 日本電気社長
理事長	太田文雄	東芝常任顧問
副理事長	中野徹雄	協和醸酵工業相談役
常務理事	石塚守正	常勤
	小林康彦	常勤
	西澤裕	地域総合整備財團理事
	牧野昭一	常勤
	横田英司	地方自治情報センター理事
理事	砂子田隆	全国知事会事務総長
	猪熊時久	日本電機工業会会长 明電舎会長
	太田忠雄	全国産業廃棄物連合会会长
	奥田正司	全国銀行協会連合会会长 第一勵業銀行頭取
	河毛二郎	日本製紙連合会会长 王子製紙会長
	久米豊	日本自動車工業会会长 経団連副会長 日産自動車会長
	齋藤裕	日本鉄鋼連盟会長 経団連副会長 新日本製鐵社長
	関本忠弘	経団連副会長 日本電気社長
	建内保興	石油連盟会長 日本石油会長
	那須翔	電気事業連合会会长 東京電力社長
	西尾正也	指定都市市長代表 大阪市長
	藤田康夫	都道府県議長会事務総長
	森英雄	日本化学工業協会会长 住友化学工業社長
	山中和	日本産業廃棄物処理振興センター理事長
	山本喜朗	日本開発銀行理事
監事	北岡隆	日本電子機械工業会会长 三菱電機社長
	寺田章次	日本橋梁建設協会専務理事

評議員名簿

(敬称略・50音順)

平成5年6月7日現在

伊 藤 晴 朗	日本建設業団体連合会専務理事
岩 本 正 雄	奈良県保健環境部長
植 田 守 昭	日本鉄鋼連盟副会長・専務理事
植 野 正 明	東京都清掃局長
尾 島 巖	日本電子機械工業会専務理事
香 川 勉	日本自動車工業会常務理事
加 藤 允 志	日本産業廃棄物処理振興センター理事 大成建設取締役
藏 原 千 秋	東京銀行協会副会長・専務理事
合 田 宏四郎	日本ガス協会専務理事
齋 藤 成 雄	日本貿易会専務理事
坂 本 克 己	神戸市環境局長
佐 藤 殻 三	不動産協会専務理事
佐 藤 良 正	環境事業団理事
高 木 勇 勇	電気事業連合会専務理事 中部電力取締役
高 橋 節 治	通信機械工業会専務理事
高 尾 光 吾	日本電機工業会専務理事
高 山 清 彦	全国産業廃棄物連合会副会長
田治見 昭	日本環境衛生工業会理事 日本钢管常務取締役
田 中 勝	国立公衆衛生院廃棄物工学部長
名 本 公 洲	全国地方銀行協会副会長専務理事長
新 谷 鐵 郎	日本製薬工業協会理事長
能 登 勇	石油連盟専務理事
花 嶋 正 孝	福岡大学工学部教授
檜 山 博 昭	日本鉱業協会専務理事
平 岡 正 勝	京都大学工学部教授
◎平 山 直 道	千葉工業大学工学部教授
藤 原 正 弘	厚生省水道環境部長
星 野 省 也	日本製紙連合会理事長
森 下 忠 幸	水資源開発公団監事
森 山 昌 英	日本化学繊維協会専務理事
山 岡 俊 英	広島市環境事業局長
山 中 正 美	日本化学工業協会専務理事
○山 村 勝 美	廃棄物研究財団理事長

(◎は、議長。○は、議長代行。)

企画・運営委員会名簿

(敬称略・50音順)

平成5年6月7日現在

飯 島 孝	厚生省産業廃棄物対策室長
太 田 元	経団連産業政策部長
海 部 孝 治	電気事業連合会立地環境部長
河 村 清 史	国立公衆衛生院廃棄物処理工学室長
北 川 忠 明	環境事業団業務部環境保全課長
◎北 山 宏	経団連環境安全委員会廃棄物部部会長 松下電器産業常務取締役
酒 見 喜 人	日本化学工業協会立地環境委員会廃棄物部会長 住友化学工業環境保安部長
嶋 田 健	日本自動車工業会企画・環境対策部次長
鈴 木 勇 吉	全国産業廃棄物連合会専務理事
武 田 信 生	京都大学工学部助教授
豊 田 忠 輝	日本建設業団体連合会常務理事
中 島 龍 一	日本鉄鋼連盟立地環境委員会廃棄物専門委員会委員長 NKK 環境管理部長
永 田 勝 也	早稲田大学理工学部教授
波 多 洋 介	日本電機工業会環境保全委員会委員長 三菱電機環境保護推進部環境企画グループリーダ
吉 野 黙	第一勧業銀行法人企画部産業調査室長

(◎は委員長)

「産廃振興財団ニュース」 No.1 (1993.11)

平成5年11月20日 発行

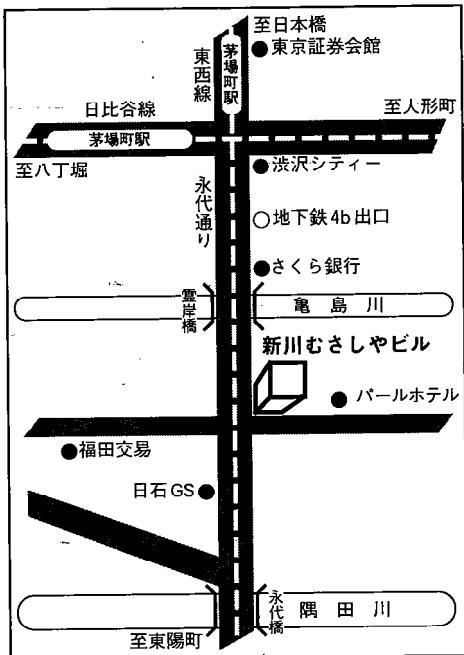
発行人 太田文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒104 東京都中央区新川1-2-10 (新川むさしやビル3F)

TEL 03-3206-4791 FAX 03-3206-4793

印刷 株式会社 環境産業新聞社



交通機関
営団地下鉄日比谷線・東西線 「茅場町駅」
(4b出口) より徒歩5分

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒104 東京都中央区新川1-2-10 新川ムサシヤビル3階

Tel : 03(3206)4791 Fax : 03(3206)4793